

松江市設備導入（省エネ対策）支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 7 月 14 日

松江市長 上 定 昭 仁

### 松江市設備導入（省エネ対策）支援事業補助金交付要綱

#### （趣旨）

第 1 条 市の交付する松江市設備導入（省エネ対策）支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するものほか、この要綱に定めるところによる。

#### （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 生産設備等 生産設備（法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 3 号に規定する機械及び装置であって、製造業の用に直接供するものをいう。）又はユーティリティ設備（製造現場の運転に必要な電気、水、圧縮空気、燃料、窒素等を供給し、又は循環する設備をいう。）をいう。

#### （補助の対象等）

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

|               |   |
|---------------|---|
| 補助金の名称        | 松江市設備導入（省エネ対策）支援事業補助金   |
| 補助金交付の目的      | エネルギー価格高騰への対策として、中小企業者が省エネルギー化を図るため、必要な生産設備等を導入する経費の一部を補助することにより、中小企業者の経営を支援することを目的とする。 |
| 交付の対象である事業の内容 | エネルギー価格高騰の影響による負担を軽減するための令和 5 年 4 月 1 日以降の省エネルギー化に資する生産設備等の導入又は更新                       |
| 補助対象経費        | (1) 市内事業所への生産設備等の取得に要する経費（消費税及び地方   |

|          |  |
|----------|--|
|          | 消費税の額を除く。) とする。ただし、40万円を下限とする。<br>(2) この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受ける場合は、当該他の補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。 |
| 交付の率又は金額 | 補助対象経費の2分の1の額 (1,000円未満切捨て)。ただし、300万円を上限とする。   |
| 補助事業者の範囲 | 製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、市税を滞納していないもの   |

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 導入する生産設備等の内容等が分かる書類の写し
- (2) 導入する生産設備等に係る見積書及びその明細の写し
- (3) 直近2期分の決算書の写し

(現地調査)

第5条 補助事業者は、補助対象となる設備の最終取得日から2か月以内であって、取得に要した費用を支払う前に、市による現地調査を受けなければならない。

(着手届及び完了届)

第6条 規則第11条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 生産設備等の検収を証する書類
- (3) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (4) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (5) 市税に滞納がないことが分かる証明書

2 前項第5号の証明書は、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、誓約及び同意書をもって代えることができる。

(成果報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度（当該補助事業者の会計年度とする。）の翌年度から5年間、各会計年度終了後速やかに、補助事業に係る成果等の状況

を補助事業成果等報告書により市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第 9 条 規則第 18 条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(事業所の移転)

第 10 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後 5 年未満で事業所を市外に移転し、又は廃業する場合には、市長にその旨を報告するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の補助金を返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 事業所を市外に移転する場合 全額

(2) 廃業する場合 全額又は一部

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 5 年 7 月 14 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。